平成２６年（フ）第１５４８号
北海道北広島市若葉町２丁目１番地９―303
破産者　伊勢谷直樹
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２００８号
北海道北広島市大曲南ヶ丘３丁目７番地１
破産者　大崎枝里子
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４６号
茨城県水戸市河和田町558番地の１
破産者　鈴木　俊一
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第５６９号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷62番地157
破産者　粟野　美代
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９号
東京都新宿区新宿７丁目26番18―408号
破産者　韓　　成權
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（フ）第５４号
長野県上田市住吉393番地　山﨑アパート１号、開始決定時の住所長野県北佐久郡御代田町大字草越1173番地757
破産者　岡崎　慎一
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第４５８号
静岡県藤枝市田沼４丁目11番１号　サザンヒルズ仲田302号、開始決定時住所静岡県焼津市上泉612番地の20
破産者　長嶋　利治
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８８１号
愛知県一宮市三ツ井８丁目15番19号　グラシアＡＹＡ105号
破産者　足立　雄樹
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９９０号
京都市右京区梅津堤下町10番地１
破産者　甘竹　正明
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４９３号
神戸市長田区四番町８丁目12番地　クルーセ長田駅前1203号
破産者　宇藤　隆子
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６３５号
神戸市東灘区深江本町４丁目５番12号　206号
破産者　中尾　仁美
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２７号
岡山県倉敷市北畝４丁目11番25号
破産者　川本　由佳
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第６２７号
広島県呉市川尻町森３丁目６番77号、開始決定時の住所広島市安佐南区大町東１丁目９―26―101
破産者　梶本大二郎
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５０号
広島市南区南蟹屋１丁目９番20―204号、申立時の住所広島市西区己斐上２丁目７番11―504号
破産者　衛本喜一郎
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６０号
広島県呉市東中央２丁目２番17―301号
破産者　プラスワンデザインこと　桐野　光章
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第６７号
香川県仲多度郡多度津町大字道福寺640番地２
破産者　池内　靖子
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第７９号
香川県丸亀市今津町39番地１
破産者　池内　治仁
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第３６０号
北海道上川郡東神楽町13号南区画外４番地
破産者　井戸端直美
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部